



令和元年 9 月 24 日
福島地方気象台

吾妻山、安達太良山、磐梯山の噴火警戒レベルの改定及び 判定基準の公表について

吾妻山、安達太良山及び磐梯山の噴火警戒レベルを改定し、令和元年 9 月 25 日 14 時より運用を開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を公表します。

吾妻山（福島県・山形県）、安達太良山及び磐梯山（福島県）では、各火山防災協議会における協議の結果、別紙のとおり噴火警戒レベルを改定することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和元年 9 月 25 日 14 時より運用を開始します。

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動の状況に特段の変化がなければ、現在発表している噴火警戒レベル（レベル 1）や警戒が必要な範囲に変更はありません。

併せて、安達太良山及び磐梯山の噴火警戒レベルの判定基準について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表します。また、吾妻山については、噴火警戒レベルの改定を踏まえて、噴火警戒レベルの判定基準を改定します。

今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルのリーフレット」のページ

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevel.html>

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevelki_junn.html

問合せ先：担当 火山防災官 松浦

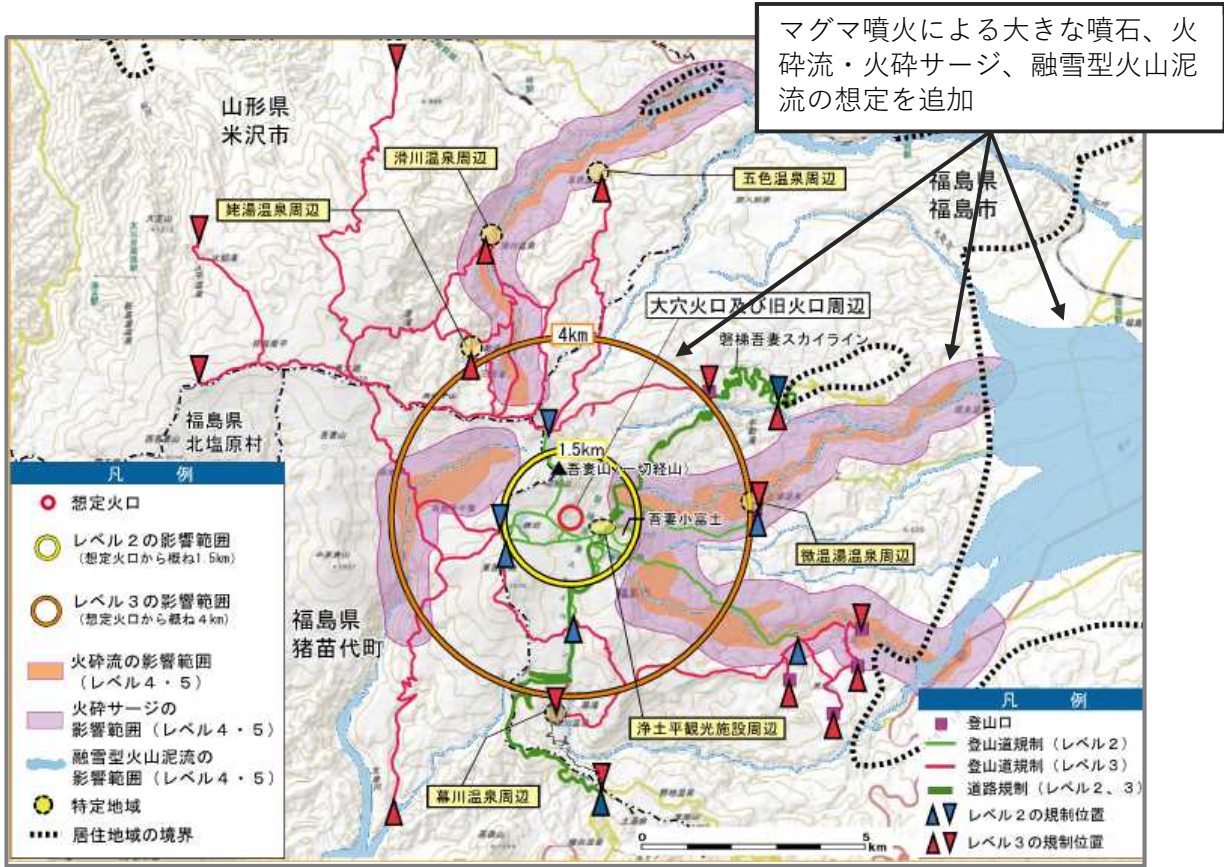
電話 024-534-0321 FAX 024-534-0383

吾妻山の噴火警戒レベルの改定について

令和元年 7 月 9 日に開催された吾妻山火山防災協議会において、吾妻山の噴火警戒レベルの改定について協議され承認されました。吾妻山火山ハザードマップに基づき、新たにマグマ噴火による大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が想定に加えられました。

上記変更に伴い、各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和元年 9 月 25 日 14 時以降)
レベル 5	大きな噴石：火口から概ね 4 km 以内
レベル 4	火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域（詳細は下図参照）
レベル 3	大きな噴石：想定火口から概ね 4 km 以内 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される居住地域近くまでの河川流域
レベル 2	大きな噴石：想定火口から概ね 1.5km 以内
レベル 1	状況に応じて想定火口内



警戒が必要な範囲と規制範囲

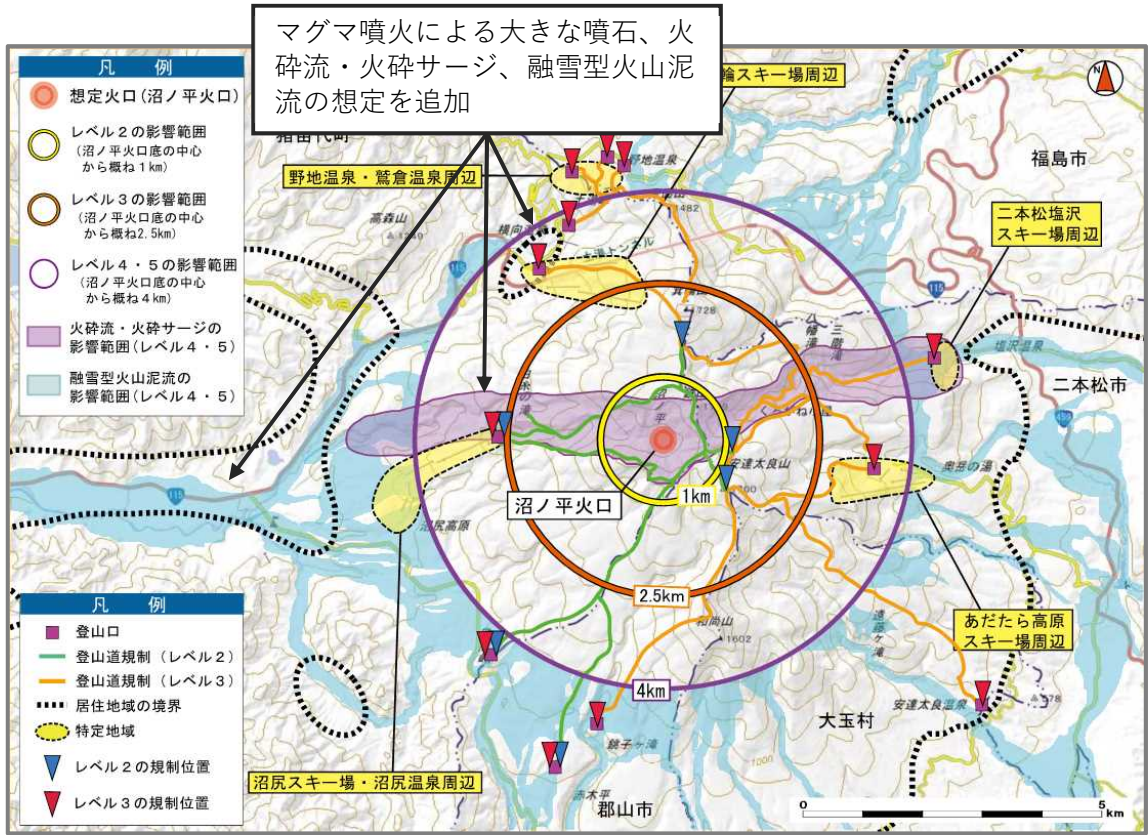
(気象庁ホームページに掲載する噴火警戒レベルリーフレットを一部加工)

安達太良山の噴火警戒レベルの改定について

令和元年 7 月 9 日に開催された安達太良山火山防災協議会において、安達太良山の噴火警戒レベルの改定について協議され承認されました。安達太良山火山ハザードマップに基づき、新たにマグマ噴火による大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が想定に加えられました。

上記変更に伴い、各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和元年 9 月 25 日 14 時以降)
レベル 5	大きな噴石：想定火口から概ね 4 km 以内
レベル 4	火砕流・火砕サージ：火口から居住地近くまでの河川流域 融雪型火山泥流：影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地 (詳細は下図参照)
レベル 3	大きな噴石：想定火口から概ね 2.5km 以内 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される居住地近くまでの河川流域
レベル 2	大きな噴石：想定火口から概ね 1 km 以内
レベル 1	状況に応じて想定火口内



警戒が必要な範囲と規制範囲

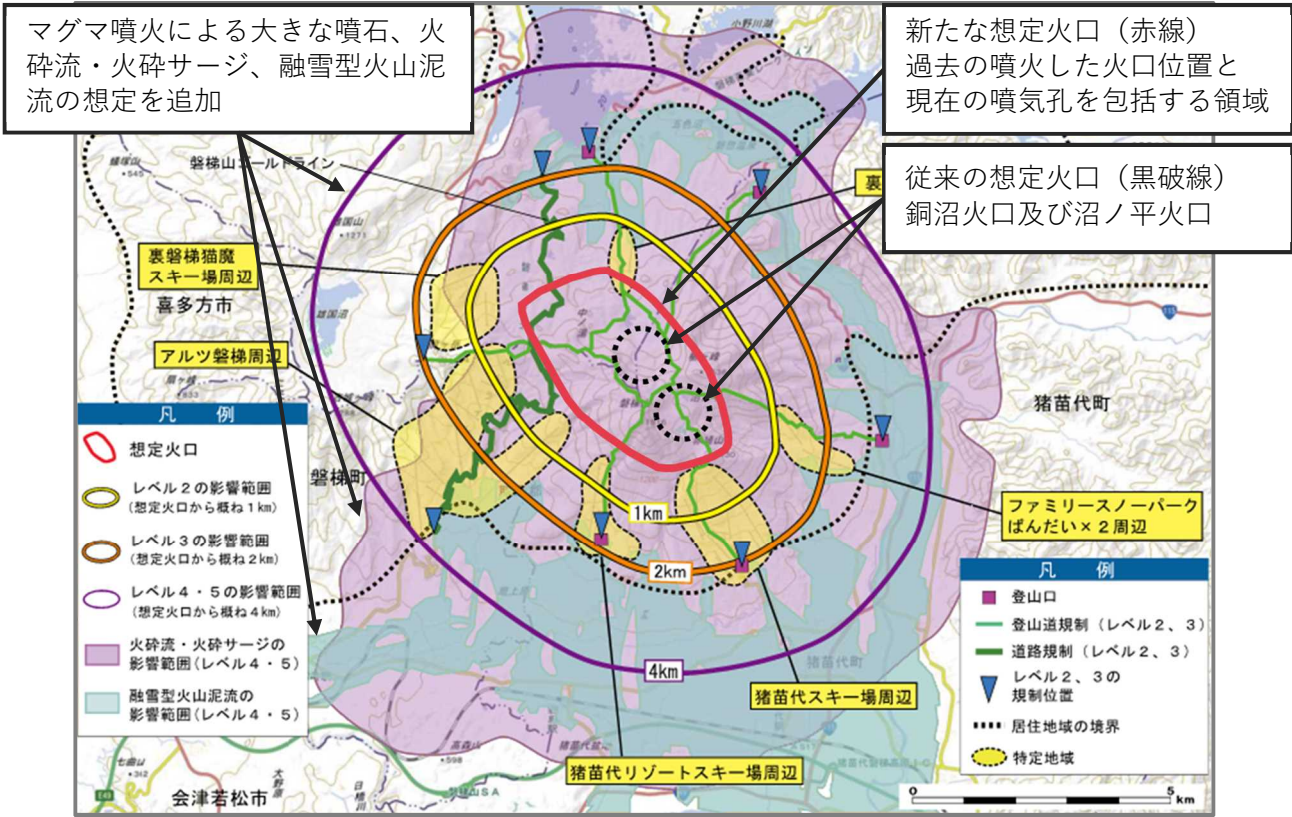
(気象庁ホームページに掲載する噴火警戒レベルリーフレットを一部加工)

磐梯山の噴火警戒レベルの改定について

令和元年 7 月 9 日に開催された磐梯山火山防災協議会において、磐梯山の噴火警戒レベルの改定について協議され承認されました。磐梯山火山ハザードマップに基づき、新たにマグマ噴火による大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が想定に加えられました。また、想定火口が過去に噴火した火口位置と現在の噴気孔を包括する範囲へ拡大されました。

上記変更に伴い、各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和元年 9 月 25 日 14 時以降)
レベル 5	大きな噴石：想定火口から概ね 4 km 以内 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域（詳細は下図参照）
レベル 4	
レベル 3	大きな噴石：想定火口から概ね 2 km 以内 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される居住地域近くまでの河川流域
レベル 2	大きな噴石：想定火口から概ね 1 km 以内
レベル 1	状況に応じて想定火口内



警戒が必要な範囲と規制範囲

(気象庁ホームページに掲載する噴火警戒レベルリーフレットを一部加工)